

別記様式

議 事 録

[illegible]

1 あいさつ

委員長よりあいさつ

2 議題

（１）（仮称）健幸づくり条例（素案）第１章の修正案について

○第１条～第３条の修正案について事務局より説明

第１条の修正部分については、第２条の定義を引用している。

第２条第１号「健幸」について、修正前は「体も心も健康」としていたが、第２条第２号、第１条、第３条第１号、第５条第１項では「心身」という言葉を使用しているので、「心身ともに」とした。また、疾病や障がいのある人など、様々な状態の人を含んだ表現とするため、「自分らしく」という文言を追加した。同じく第２条第１号について、修正前は「いきいきと幸せに暮らし続ける」としていたが、続けるとするのはハードルが高いので、「続ける」を削除し、「いきいきと幸せに暮らすことができる」に修正した。

第１条に戻り、第２条で「健幸」を定義する前に２行目で「健幸づくり」という文言を使っているので、「健幸」の意味が分かるように、１行目に第２条第１号に定義した健幸の意義を記載した。

第２条第２号「健康づくり」は、食生活や運動など、具体的に示していたが、これ以外の取組もあるため、心身の健康の保持・増進を図るための取組をとという表現とした。

第２条第３号「協働」については、重要な言葉であるため、自治基本条例を引用して定義した。

修正前の第２条第４号「地域の活動団体」については、前回の委員会の中で、地域及び市民活動団体ではどうかというご意見をいただいた。自治基本条例の中で定義している用語の意義は変えることができないため、行政区、子ども会、老人クラブ、婦人会以外にも様々な団体があることから、具体的な名称は表記せず、地域団体と市民活動団体の両方を表す言葉として、「市民による活動団体」という表現にした。「地域の活動団体」については、第１条及び第３条以降の条文でも使われているので、同様に修正した。

修正前の第２条第６号「学校等」について、いただいたご意見をふまえ、学校を先に記述した。

第３条第２号については、主語が分かりにくいというご意見をいただいたので、「保健医療福祉関係者が」を「保健医療福祉関係者は」とした。また、健幸づくりは、市民の主体性によるものだけでなく、協働により推進していくものであるため、「主体的な意思による」を削除し、「協働により推進する」に変更した。

また、疾病や障がいのある人も含め、様々な状態の人に対して健幸づくりを推進するため、「個性を尊重しながら」という文言を追加した。

【委員】

第１条の１行目「いつまでも心身ともに健康で、～に関し、」は、第２条第１号「健幸」

でも、「市民がいつまでも心身ともに健康で、自分らしく」と同じ説明があるので省略し、第1条を「この条例は、市民の健幸づくりの基本理念を定め」としていいと思う。

第1条の2行目「市民による活動団体」は、行政区、子ども会等、いわゆる「地縁」団体と、ボランティア活動等、志を持った「志縁」団体の二つの活動団体を言い表すには、前回の委員会の中で意見が出た「地域及び市民の活動団体」の言葉にした方がよい。

【委員】

第2条に同じ文言があるのに、「～できる状態をいう「健幸」に関し」と、日本語があまりにもしつこいと思うので、第1条はもう少しすっきりとさせて、第2条第1号で「健幸」をしっかりと定義すればよいと思う。

「市民による活動団体」について、前回の委員会は「地域及び市民の活動団体」にするような雰囲気では話が進んでいた記憶がある。「地域及び市民の活動団体」の方がすっきりとする。

幸せの「健幸」とヘルスの「健康」の違いがよくわからないということで、第2条で言葉の定義をする前の前文と第1条では「」をつけるという話になった。第2条第2号に「健康づくり」とあるが、「健康づくり」ではなく「健幸づくり」の定義が必要だと前回の委員会で議論されたと思う。「健康づくり」は一般的にイメージできるし、条文に「健幸づくり」という言葉がたくさん出ているので、幸せの健幸とは何かを定義をした上で、具体的に「健幸づくり」はどういうことに取り組むのかという内容について説明が必要だと思う。

【委員長】

第2条第1号「健幸」の定義にある文言を第1条に含めるかについて、定義の文言をあえて追加したという意図があったということだが、必要ではないという意見が多く出たので、はずすことにする。

健幸都市宣言では、同じように「いつまでも健やかに暮らし続けられる幸せなまち」という表現があり、宣言の説明文の中で「生涯にわたって」という表現が使われている。（仮称）健幸づくり条例（素案）は、「生涯にわたり」を「いつまでも」に修正している。個人的な感覚かもしれないが、「いつまでも」という表現は若い方にはあまり使わず、高齢者に対し使う表現かと思うので、この条例では「生涯にわたり」の表現の方がよいと思う。

【委員】

第2条第1号の「健幸」はこれでよいと思うが、第2号は、「健康づくり」より「健幸づくり」を定義した方がいいのではないかな。第1号は状態を示し、第2号は取組を示す方が、第1条で「健幸づくり」という言葉を用いていることから相応しいと思う。

【委員長】

条文の構成としても大きな変更になるが、事務局としては、「健幸づくり」の定義を作ることについて可能であるか。

【事務局】

「健康づくり」を載せた理由は、からだの健康を示すことで、「健幸」と区別するためにあえて載せた。「健幸づくり」がどのようなことかをしっかりとお伝えするために、載せることは可能。

【委員長】

第10条以降の施策が健康づくりの定義になりえることもあり、委員から違和感があるという意見もあるので、「健康づくり」を第2条の定義に書ききれない場合には、定義しないことも検討する。

【委員】

障がいを持った人が健康な人と同じく自分らしく生きていくための施策は当然あるわけであり、第2条第2号の「健康づくり」で定義するのか、逐条解説に入れるのかわからないが、少し何らかの形でふれたい。

【委員】

この委員会で議論している皆様は「康」と「幸」の違いがわかるが、一般市民が見たときに分かるのか。誤字だと思う人もいるかも知れない。文字だけを見たとき、特に若い子たちはわからないと思うので、第2条の定義で書ききれないのであれば、別のところで「康」と「幸」の違いを、せめて青少年が見てもわかるように表した方がよいと感じた。

第2条第1号で「自分らしく」という言葉を追加したことはとても良いと思う。自分がこの先、年老いてどういう状態で日々暮らしていくと良いか、人によって違ってくるので、「自分らしく」とあることで、すんなり受け入れられるのではないかと思う。

先程、「いつまでも」は高齢者向けの言葉であるという意見があったが、「いつまでも」を「いつも」という言葉にすると、わかりやすくなるのかなと思う。学生が見て理解を示し、興味を持ち、どんどん参加していただきたいと思う。固いものにすると遠ざけられてしまうので、より多くの人理解できて、一緒に考えていけるような条例ができればよいと思う。

【委員長】

「生涯にわたり」は、子どもから高齢者までを表すので、「いつも」にかなり近い言葉かもしれないが、「いつまでもお元気でね」という言葉は、高齢者には使うが、特に子どもには使わないので、「生涯にわたり」の方がよいかと思った。

【委員】

「いつも」という言葉は何でも通用してしまうので、修正案の「いつまでも」でいいと思う。

第2条第1号はあくまで個人のことを言っているが、お互いの思いやりのようなことがどこかに入れられないか。

【委員長】

セーフティネット、思いやり、絆のあるまちを目指し、「健幸づくり」の定義を検討したい。

第2条第3号「協働」は、自治基本条例から引用しており、文言を変えることができないので、この内容で進めたい。

第2条第5号「市民による活動団体」について、この文言にした経緯を事務局から説明する。

【事務局】

前回の委員会で「地域及び市民の活動団体」という意見があったが、「地域団体」「市民活動団体」は、自治基本条例で定義されているため、意義を変えることはできない。

自治基本条例で定義している「地域団体」と「市民活動団体」を両方合わせた文言にしたが、「地域団体」「市民活動団体」を連想させる文言は、自治基本条例で定義した文言と紛らわしくなる。

新たに（仮称）健幸づくり条例に定義する文言として、「地域団体」も市民であることは変わらないので、ひとまず「市民による活動団体」とした。

【委員長】

「地域及び市民の活動団体」を使う予定だったが、自治基本条例との関係でやむを得なく変更をしたということ。

【委員】

自治基本条例の定義では、「地域団体」は「行政区、子ども会、老人クラブ、婦人会など」とあり、「市民活動団体」は「特定のテーマに対する共感」とあるが、（仮称）健幸づくり条例では両方合わせた表現にするので、厳密にいうと「地域団体及び市民活動団体」が妥当だが、これも長過ぎるので、言葉としては「地域及び市民活動団体」の方が、説明文とマッチするし、自治基本条例との解釈上のギャップをあまり感じさせないと思う。

「地域団体」も「市民活動団体」も、どちらも市民の団体だが、なぜ自治基本条例は「地域団体」と「市民活動団体」に分けているのか。双方あわせて市民による活動団体とするのは、自治基本条例の検討に携わった者として、解釈が大雑把すぎるという印象を受けた。

【委員長】

「地域団体及び市民活動団体」で何か問題はあるか。

【事務局】

単に繋げただけだと、「地域団体」「市民活動団体」は自治基本条例の中で定義されているので、この条例では定義をする必要がなくなってしまう。

他の市町の条例でも、「地域団体及び市民活動団体」のように、単純に単語を繋げることはしていない。

【委員】

行政区、子ども会、老人会、婦人会等は、ボランティアを含めた市民団体とは違う。例えば、防災訓練の時は、行政に対してそれぞれの団体が支援をする。地域の支援団体がよいのか、行政に対する支援団体がよいのか、ずっと引っかかっている。

生涯学習センターで様々な活動を行っている団体と、老人クラブ、行政区等とは少し違うが、皆市民であるので、非常に難しいが、「市民による活動団体」は少し違う気がする。

【委員長】

あえて一つの文言にせず、「地域団体」と「市民活動団体」を分けて定義した場合、事務局の説明では、定義をそもそもしなくてもよいということだが、「協働」の定義では、自治基本条例の定義をそのまま引用しているので、もし重要な用語であれば、「地域団体」と「市民活動団体」を定義していけないわけではないと思う。

団体を2つに分ければ、各団体の役割の条文も増えることになるが、性質が異なるものを一緒にするのはかなり難しいという意見をいただいたので、「地域団体」と「市民活動団体」をそのまま別々のものに定義することによろしいか。

【事務局】

協働について、自治基本条例と（仮称）健幸づくり条例（素案）では主語は違うが、取組内容は同じなので本条例でも定義できる。

地域団体について、前回の委員会で「行政区、子ども会、老人クラブ、婦人会」以外にもあるので、ここを削除した方がよいという意見があり、削除をすると、同じ「地域団体」という文言の定義なのに自治基本条例と違う定義となってしまう、単独で地域団体を定義することができないため、地域団体と市民活動団体をあわせて1つの文言で定義せざるを得ないと思ったが、名称については事務局でも悩んでいるところである。

【委員長】

「地域団体」「市民活動団体」の定義を割愛して、そのまま文言を用いるのもありかと思う。「市民による活動団体」はやめた方がいいが、「地域及び市民の活動団体」は使えないということなので、「地域団体」と「市民活動団体」に分ける方向で考えていきたい。

第2条第7号に関しては、順番を変えたただけなので、大きな問題はないと思う。

第3条「基本理念」を検討いただきたい。

【委員】

「個性を尊重しながら」を追加した意図がわからない。これはなくてもよいのではないかな。

【委員】

個性というのは、障がい者等、様々な方の個性だと思う。

【委員長】

何の個性か分からないということか。

【委員】

「市民の個性を尊重しながら」ということだと思うが、「市民の個性を尊重しながら、市民の健幸づくり」となると、くどくなる。どのような表現にするかは考えなければならない。「個性を尊重しながら」は、市民を指していると解釈できるが、言葉が不足していると思う。

【委員長】

逐条解説もつけることになるが、障がいのある人も含めて色んな個性を尊重することは大事なことであり、明確性に欠ける部分は修正していきたい。

「協働により推進」については、ただ単に「推進する」だけではなく、岩倉市らしさを出すため、「協働」を追加した。

○第4条～第9条の修正案について事務局より説明

第4条～第6条の「基本理念にのっとり」について、基本理念にのっとることは当然のことなので、この部分は削除した。

第4条第2項の「地域社会全体」について、「地域」は行政区をイメージしやすいという意見をいただいたので、広い意味の地域をイメージできるよう、「社会全体」に変更した。

第5条第2項の「市、地域、学校等において行われる」について、健幸づくりに資する活動が行われる場所を表現しているため、「職場」を追加した。

第6条第2項について、「市が実施する健幸づくりの推進に関する施策」を先に表記したほうがいいのではという意見をいただいたので、そのように修正し、市以外が行う健幸づくりに資する活動については「他者が行う」という表現とし、「協力」は「協働により取り組む」に変更した。

第7条～第9条の第2項についても同様に修正している。

第7条では、いただいた意見をふまえ、「その使用する労働者」を「従業員」に修正した。

第8条の「幼児、児童、生徒及び学生」の「学生」は大学や高等専門学校に在籍する人を指すが、岩倉市にはどちらもないので、「学生」を削除した。「幼児、児童、生徒」について、第2条の定義をふまえ、児童、生徒等に修正した。

第9条について、修正前は「保健指導、健康診断、予防接種、薬物等の健康づくりに関する正しい情報」としてあるが、それに限定するようにも受け取れるため、「保健医療福祉に関する正しい情報」に変更し、保健関係者、医療関係者、福祉関係者を合わせて「保健医療福祉関係者」としているため、「自らの活動を通じて」を追記し、それぞれの分野の情報を提供するということを表現した。また、「サービスを適切に受けられるよう配慮するよう」と、「よう」が重なるため、「配慮するよう」を削除し、「サービスを適切に受けられるよう努めるものとします」とした。

【委員】

第5条第1項の「自らの健康」と「主体的に健康づくりを行う」は、健幸ではなく健康ということか。

【委員長】

第1項と第2項とで、字が違うがこれで問題はないか。

【事務局】

第1項は、あくまで個人が行うことなので「康」の「健康づくり」である。一方、第2項は、皆で健幸を目指していくということで「幸」の「健幸」を使っている。

【委員】

「市民の健幸づくり」と言っていることから、「健幸づくり」は個人でも取り組むことで、個人だけではないから協働という言葉で第3条第2号で追加したのではないか。「健康」と「健幸」の差が個人で取り組むか取り組まないかというのはおかしい。

第5条第1項の「主体的に健康づくりを行うことに努めるものとします。」は当然「幸」の方ではないか。ただし、その前にある「自らの健康に積極的に」は、私たちが日頃使っている健康でもよいと思う。

【委員長】

第6条に「市民の健幸づくりを促す」とあり、第7条でも「幸」が使われているので、第5条第1項も「幸」に修正した方がしっくりくる。理念が大きく揺らいではいけないので、もう1回十分に確認したい。

第5条第1項の「自らの健康に積極的に関心を持ち」の健康も、基本的には「幸」を使えばいいのかもしれない。

【委員】

康を使った「健康」が条文の中に出てくるのであれば、「健幸づくり」と違いが分かるような定義づけが必要だが、「健康づくり」が条文の中に出てこなければ、非常にすっきりとする。全てが「幸」の「健幸づくり」とすれば一貫した表現になる。

【委員】

「健康」という単語だけを使うときは「康」の「健康」にして、「健幸づくり」と「づくり」をつけるときは「幸」を使う方がわかりやすい。

【委員長】

第2条の定義のところに戻るが、第1号は「健幸づくり」にしたらどうか。「健幸」の定義の状態を目指すということになる。「健康づくり」を使わなければ、「健康」は定義せずに使ってい

【委員】

第2条第1号の「市民がいつまでも～いきいきと幸せに」の部分で「健幸づくり」にし、第2号の「健康づくり」の「づくり」を抜いて「健康」にするとすんなりといく。

【委員】

第3条第1号に「健幸を推進するための活動に主体的に取り組む」とあるので、この部分の「健幸」も「健幸づくり」にして、単語だけの「健幸」は使わない。「幸」のときは、必ず「健幸づくり」にしてしまった方が、「健康」と「健幸づくり」の明確な違いが出てくる。

全文を置きかえて読んでいないのでうまくいくかどうか分からないが、「健幸」を使う場合は「健幸づくり」にすると、整理できるのではないかなと思う。

【委員長】

第6条以降は同種の変更が大半のため、まとめて意見をいただきたい。

【委員】

第6条から第9条まで、「他者が行う健幸づくり」とある。「他者」は何を指すのか。市民が初見しただけでは、何を言っているのかわからないと思うので、「他者」ではなく、きちんと書かないといけない感じがする。

【委員】

第8条「幼児、児童、生徒及び学生」から「児童、生徒等」に修正していることについて、岩倉市には大学や高等専門学校がないので、「学生」を削除するのは分かるが、幼児まで消えているのは何か意図があるか。

【事務局】

第2条で「学校等」と定義したので、それに合わせて「児童、生徒等」にした。

【委員】

第2条第7号に、「学校教育法に規定する学校及び、市内の保育所、認定こども園等の就学前児童」とあるのに、第8条は「児童、生徒等」で丸め込むと、少しぎっくりしている気がする。以前のように「幼児」は入れた方がいいのではないかな。

【委員】

言葉を省略するために「他者」としているが、各条にある「他者」はそれぞれ指しているものが全然違う。「他者」を使わない表現を一度検討した方がよいと思う。

【委員長】

「協働」という言葉があるので、「他者が行う」を取ってしまうことも一つのやり方なのかもしれない。再度検討する。

第9条第1項は、前回の委員会では「薬物等」を「医薬品の適正使用」に変更をという意見があったが、「保健指導、健康診断、予防接種、薬物等の健康づくりに関する正しい情報」から「保健医療福祉に関する正しい情報」とまとめてしまっている。条文は非常に抽象的な表現になっているが、逐条解説に詳しい説明を追加することになると思う。

(2) (仮称) 健幸づくり条例 (素案) 第2章について

施策について、当初の素案では、第10条～第13条の4つの施策としていたが、健幸づくりに欠かせない食事や運動の施策を条立てで表現することにより、他の自治体にはない、岩倉市らしさを示すことができるのではないかと考え、第10条の中の食事と運動・スポーツを取り出し、第10条～第15条の6つの施策として新たに条例案を作成したことについて意見を伺った。

【委員長】

6つの施策することに何か意見があればお願いしたい。

(意見なし)

【委員長】

では、施策を6つとすることについては、賛同をいただけたということで、次に進めていきたい。

○第10条からだの健康づくりの推進に関する施策について事務局より説明

健康寿命を延ばすためには、若い頃から正しい生活習慣を身につけることが重要である。そのために、生活習慣病の予防に重点を置き、合併症や重症化を予防するとともに、子どもの頃からの健康的な生活習慣やライフステージに応じたからだの健康づくりのために必要な知識や情報を提供すること、また、がん等の病気を早期発見するため、けん診の実施及び受診しやすい体制の整備、受診結果に応じた保健指導を行うことを規定している。

【委員】

第2章の見出しは「健幸づくりに関する基本的施策」となっているが、その後は全部「康」になっている。これはこれでよいのか。

【委員長】

先程の議論のとおり、「健康づくり」は「健幸づくり」に直すということによろしいか。ただ、第10条はからだの健康づくりのため、やや違和感があるが。

【委員】

第10条～第14条は、いわゆる私達が知っている意味で使われるからだの健康のことだと思うので、「幸」にするのではなく、例えば「健康増進に関する施策」として、「づくり」を取るといいのではないか。

【事務局】

今の意見のとおり、からだの健康についての施策をあげているので、違う表現でからだの健康を表したいと思う。

【委員長】

「づくり」をはずす方向で進めていきたい。

【委員】

第10条～第14条をふまえ、第15条の「健幸づくりの推進に関する施策」につなげ、その後に「計画の策定」ならば、流れがずっと見えてくる。

確かに第10条～第14条の「づくり」を消すと、5つのからだの健康推進に関する施策がきて、第15条の「健幸づくりの推進に関する施策」で終結されるように解釈できるが、それでよいのか。

【委員】

第10条～第14条の「健康づくり」は、例えば「健康維持及び増進」に変えた方がよいと思う。「康」か「幸」か一字違うことによって、意味がかなり違ってくる。第10条～第14条は、どちらかと言うと具体的な手段を言っている。

「健幸づくり」は、それを総合した、目的のような意味を持っている。

第10条～第14条を手段とするならば、「健康づくり」という言葉を並べると、混乱をするし、違いの説明も必要になるので、条例としては適切ではないと思う。手段であれば、例えば第11条は「食を通じた健康維持と増進に関する施策」にすれば、とてもわかりやすくなる。

【委員長】

必ずしも第15条との結びつきは明確ではないと思うが、第10条～第14条は、こころのことも入っているが、大きな意味でのヘルス。「健康づくり」を改める以外に何か気になるところはあるか。

【委員】

第10条～第14条で具体的な手段を示しているところから、急に第15条で「健幸づくり」が出てくると、読み手が理解できるかなという不安が少しある。

【委員長】

第10条～第14条を受けるような文言があった方がよいかもしれない。

○第 11 条、第 12 条について事務局より説明

第 11 条について、食事は生きるために欠かせないものであり、バランスのとれた食事は健やかな育ちや健康の土台となり、生活習慣病の予防につながる。

個人の状態に合った食習慣を身につけるために必要な知識や情報を提供すること、また、関係団体と協働により、望ましい食習慣を推進する体制を整備することを規定している。

第 12 条について、日常生活で身体を動かすことやスポーツを楽しむことは、生活習慣病の予防や改善・介護予防につながる。

そのため、運動の効果や安全で効果的な運動等に関する知識の普及や情報を提供すること、また、継続的に運動に取り組んでいけるよう、関係団体と協働により、運動習慣を推進する体制を整備すること、運動する機会や運動を推進する人達の支援や、運動を継続してできるような環境を整備することを規定している。

【委員】

様々な人たちに配慮した条例を策定してほしいという意見が以前からでていますが、現状として福祉に関する記述は見当たらないので、盛り込んだ方がよいのではないかと。

第 10 条は医療分野を総括するような条文内容だと思うが、「医薬品の適正使用」を入れることを検討いただきたい。

【委員】

第 10 条はからだの健康づくり、第 11 条は食を通じた健康づくり、に対し、第 13 条は歯と口腔の健康づくりと、ある部位を特定している。

癌まではいかないとしても、特定した項目を取り上げるものが歯と口腔の他にないか心配している。

【事務局】

歯と口腔以外については、第 10 条のからだの健康づくりで全て包括していると考えている。歯と口腔の健康と、「健幸」の結びつきがなかなか浸透していないので、歯と口腔をあえて入れている。

福祉のことについては、具体的ではないが、第 15 条の健幸づくりの推進に含めている。

【委員】

昨年 12 月に、歯と口腔の健康づくり推進条例制定の請願は、岩倉市議会で全会一致で可決承認をされた。条文に色々書いてもらったり、前回の委員会でも歯と口腔に関する条文に関する議論をしていただき、大変ありがたく思う。

第 13 条に「歯と口腔の健康に関しては、別に条例を定めるものとする」という一文を入れると、市民はわかりやすいし、簡単にすむと思う。

【委員】

第 13 条に歯と口腔があると、取ってつけた言い方になるので、からだ、歯と来て、食を

続ける、歯と口だから次は食につなげると、流れがすっきりとする。

第 13 条歯と口腔を第 10 条のあとの第 11 条にする。第 10 条にからだ、第 11 条に歯と口腔、第 12 条に食、第 13 条に運動とした方がよいのではないかな。

【委員】

食べるのは口なので、第 11 条食の後に歯と口腔を入れた方がよいと思う。口の健康は全身の健康に繋がっていくことなので、大事なことである。

【委員長】

10 条、11 条、13 条、12 条と並べる案と、10 条、13 条、11 条、12 条と並べる案の 2 つの意見がでたので、全体を通して検討したい。

【事務局】

先程意見のあった第 13 条に「歯と口腔の健康に関しては、別に条例を定めるものとする」と入れることについて、現段階として歯と口腔の健康づくり条例を制定することは決定していないので難しい。

【委員】

今言われたことは岩倉市としての決定事項か。

【事務局】

現時点で制定が決定されていることではないので、文言を入れられない。

【委員】

(仮称) 健幸づくり条例に関してもまだ制定が決まっていないのか。

【事務局】

(仮称) 健幸づくり条例は制定する方向で進んでいる。

【委員】

市議会で 12 月末に可決承認されていることは生きているのか。

【事務局】

歯と口腔に関する健康づくり条例を岩倉市でも制定してもらいたいと、歯科医師会から市議会に要望が伝えられ、請願が議会で採択されているので、市では要望を受けている状態である。

ただ、昨年 12 月に健幸都市宣言をして、歯に特化したものではなく、健幸づくり全体を考えた条例をまずはしっかりと作成していきたいということで、今回(仮称)健幸づくり条例の制定に向けこの委員会で検討している。

歯と口腔について、第１３条にあるように、他の条よりは少し細かく織り込んでいるが、歯と口腔の健康づくりに関する施策も十分に盛り込んだ条例ができれば、あえて単独の条例が必要になるのか、そこまで必要がなくて（仮称）健幸づくり条例でしっかりと盛り込んでいくのか、条例文を検討していく中で、皆様の意見を伺いながら、いずれにしてもまずは健幸づくりに関する全体的な条例案をしっかりと作成していくことで進めていきたい。

【委員】

（仮称）健幸づくり条例に関して、歯と口腔については細かい部分を入れ込むことは考えていないので、第１３条はこのままでよい。

【委員長】

本当に素晴らしい意見をいただき、様々な視点から議論できるのでありがたい。
今日いただいた意見をもとに修正し、案を郵送するので、また検討をお願いしたい。

３ その他

事前課題、次回委員会の日程等について案内

以上